

判決年月日	平成30年3月12日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成29年(行ケ)10188号		
○ 意匠に係る物品を「アクセサリケース型カメラ」とする本願意匠につき、「カメラ付き指輪ケース」に係る主引用意匠に「隠しカメラ」に係る副引用意匠等を組み合わせれば、容易に創作することができたとして、意匠法3条2項に該当すると判断した事例			

(関連条文) 意匠法3条2項

(関連する権利番号等) 意願2015-24653号

判 決 要 旨

原告は、意匠に係る物品を「アクセサリーケース型カメラ」とする本願意匠を出願したが、拒絶査定を受けた。特許庁は、原告の拒絶査定不服審判請求について、意匠法3条2項に該当するとして、同請求は成り立たないとの審決をした。本件は、上記審決の取消訴訟である。

本判決は、意匠の創作非容易性は、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者（当業者）を基準に、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に意匠の創作をすることができたか否かを判断して決するのが相当であるところ、本願意匠の「アクセサリーケース型カメラ」は、アクセサリーケースとしての用途と機能を有し、併せて相手に分からないように撮影し、録画するという隠しカメラとしての用途と機能を有するものであるから、アクセサリーケースに隠しカメラを設置する場合、多種多様な隠しカメラの撮像部の配置を参考にして、適切な設置場所を決定すると考えられ、本願意匠に係る当業者は、アクセサリーケースの分野における通常の知識と、隠しカメラの分野における通常の知識を併せて有する者であり、「隠しカメラ」に係る引用意匠3及び4を、創作容易性の根拠とすることができるとした。その上で、「カメラ付き指輪ケース」に係る引用意匠1は、アクセサリーケースを開いて指輪を見せ、ひざまずいた状態でプロポーズを行うというアメリカの風習に適するよう、撮像部を上蓋部に設けたものであり、これと異なる形で、アクセサリーケースを使用する場合にも適するよう、撮像部の位置を変更する動機付けが認められ、撮像部を収納部に設置した「隠しカメラ」に係る引用意匠3及び4を参考にしつつ、引用意匠1の撮像部を上蓋部から収納部に変更することは、当業者が、容易に創作することができたものである、本願意匠と引用意匠1を全体として見た場合に、最も大きな相違は、撮像部の位置にあるところ、その点に係る着想の新しさ・独創性が否定される以上、それ以外の上蓋部上面やスイッチの形状は、ありふれた構成に基づくささいな設計変更にすぎないなどと判断して、原告の請求を棄却した。